

セレクトローン（リフォーム）規定（WEB 完結）

第1条（借入金の受領方法）

- この契約による借主の借入金の受領方法は、協賛信用組合（以下「組合」という）における借主名義の預金口座への入金の方法によるものとする。
- 組合は、この契約による借主の借入金について、その借入金の入金がなされた借主名義の預金口座から、預金通帳、同封請求書または小切手によらず、借主が返戻依頼書で指定した振込金額を払い戻しのうえ、当該返戻依頼書による振込額に充当することができるものとする。

第2条（元利金返済額等の自動支払）

- 借主は、元利金の返済のため、各返済日（返済日が組合の休日の場合には、その日の翌営業日。以下同じ）までに毎回の元利金返済額（半年ごと増額返済併用の場合には増額返済日に増額返済額を毎月の返済額に加えた額。以下同じ）相当額を返済用預金口座に預け入れておくものとする。
- 組合は、各返済日に預金通帳、同封請求書または小切手によらず返済用預金口座から払い戻しのうえ、毎回の元利金の返済にあてるものとする。ただし、返済用預金口座の残高が毎回の元利金返済額に満たない場合には、組合はその一部の返済にあてる取扱いをせず、返済が滞りすることとなる。
- 第1項による預け入れが各返済日より遅れた場合には、組合は元利金返済額と損害金の合計額をもって第2項と同様の取扱いができるものとする。
- 元利金の返済が遅れたときお延滞している元金に対し、年14.60%（1年を365日とした日割計算）の損害金を支払うものとする。
- 組合は、この契約に関する借主の負担となる一切の費用について、返済日にかかわらず第2項と同様に、返済用預金口座から払い戻しのうえ、これに充当することができるものとする。

第3条（繰り上げ返済）

- 借主が、この契約による債務を期限前より繰り上げて返済できる日は各返済日とし、この場合には組合所定の日までに組合へ通知するものとする。
- 繰り上げ返済が半年ごと増額返済部分の未払利息がある場合には、繰り上げ返済日に支払うものとする。
- 借主が繰り上げ返済をする場合には、繰り上げ返済日における組合所定の手数料を支払うものとする。
- 一部繰り上げ返済をする場合には、第1項から第3項および下表の①、組合所定の方法により取扱うものとする。
なお、同表と異なる取扱いによる場合には、組合と協議するものとする。

	毎月返済のみ	半年ごと増額返済併用
繰り上げ返済できる金額	繰り上げ返済日に続く月単位の返済元金の合計額	下記①と②の合計額 ①繰り上げ返済日に続く6ヵ月単位の取りまとめた毎月の返済元金 ②その期間中の半年ごと増額返済元金
返済期日の繰り上げ	返済元金に応じて、以後の各返済日を繰り上げます。この場合にも、繰り上げ返済後適用する利率は、表記通りとし、変わらないものとする。	

第4条（利率の変更）

- 変動金利とし、借主が同意した商品概要説明書記載の金利の変動基準と頻度に基づいて金利の引き上げまたは引き下げられることに同意します。
- 変動金利とし、金融情勢の変化、その他相当の事由があるとき甲が判断した場合には、第1項の同意を得た商品概要説明書記載された時期にかかわらず、同説明書記載された変動金利の基準に基づいて利率の変更をすることができるものとする。変更にあたっては、返済予定表の交付をもってかえるものとする。

第5条（担保）

- 借主または保証人の信用不安、担保価値の減少等この契約による債権の保全を必要とする相当の事由が生じ、組合が相当期間を定め請求をした場合には、借主は組合の承認する担保もしくは増担保を提供し、または保証人をたて、もしくはこれを追加するものとする。
- 借主は、担保について現状を変更し、または第三者のために権利を設定もしくは譲渡するときは、あらかじめ書面より組合の承諾を得るものとする。組合は、その変更等がなされても担保価値の減少等債権保全に支障を生ずるおそれのない場合とし、これを承諾するものとする。
- 借主がこの契約による債務を履行しなかった場合には、組合は、法定の手続または一般に相当と認められる方法、時期、価格等により組合において担保を取立または処分するのうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を組合の指定する順序により債務の弁済に充当できるものとする。取得金をこの契約による債務の弁済に充当した後、なお債務が残っている場合には借主が直ちに弁済するものとし、取得金に余剰が生じた場合には組合はこれを権利者に返還するものとする。
- 借主が組合に提供した担保について、事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって損害が生じた場合には、組合が責任を負わなければならない事由を除き、その損害は借主が負担するものとする。

第6条（期限前の全額返済義務）

- 借主がこの契約による債務の返済を遅延し、組合から書面より督促しても、次の返済日まで元金（損害金を含む）を返済しなかったときは、借主はこの契約による債務全額について期限の利益を失い、表記の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
- 次の各号の場合には、借主は、組合からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、表記の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとする。
 - 借主が組合との取引上の他の債務について期限の利益を失ったとき。
 - 第5条第1項もしくは第2項または第11条の規定に違反したとき。
 - 借主が支払を停止したとき。
 - 借主が再交換所または電子債権引継ぎ機関の取引停止処分を受けたとき。
 - 借主について破産もしくは民事再生手続開始の申立てがあったとき。
 - 担保の目的物について差押えまたは競売手続の開始があったとき。
 - 借主が住所変更の届け出を怠るなど借主が責任を負わなければならない事由によって組合が借主の所在が不明となったとき。
 - 借主が組合に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - 前各号のほか、借主の信用状態が悪化し、変化が生じるなど元金（損害金を含む）の返済ができなくなる相当の事由が生じたとき組合が認めたとき。
- 第2項の場合において、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が組合からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等構成員または特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約したとき。
 - 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
- 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。
 - 暴力的な要求行為
 - 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - 虚説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて組合の信用を毀損し、または組合の業務を妨害する行為
 - その他前各号に準ずる行為

- 借主または保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、借主は組合から請求があり次第、組合に対するいっさいの債務の期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。
なお、借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が組合からの請求を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により請求が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。
- 前項の規定の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、組合にのらんの請求をしません。また、組合に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。

第8条（組合からの相殺）

- 組合は、この契約による債務のうち各返済日が到来したもの、または第6条によって返済しなければならないこの契約による借主の債務全額と、借主の組合に対する預金、定期積金、その他の債権とを、その債権の期限の満了にかかわらず相殺することができます。なお、この相殺をするときは、書面により借主に通知するものとする。
- 組合が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金、その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。

第9条（借主からの相殺）

- 借主は、期限の到来している借主の預金、定期積金その他の債権とこの契約による債務とを、その債務の期限が到来していても相殺することができます。
- 借主が第1項によって相殺する場合には、相殺計算を実行する日は各返済日とし、相殺できる金額、相殺に伴う手数料および相殺計算実行後の各返済日の繰り上げ額については第3条に準ずるものとする。この場合、組合所定の日までに組合へ書面より相殺の通知をするものとし、預金、定期積金その他の債権の証書、通帳は届出の戸籍を押し印して直ちに組合へ提出するものとする。
- 借主が第1項によって相殺する場合には、債権債務の利息および損害金の計算期間は、相殺計算実行の日までとし、預金、定期積金その他の債権の利率・利回りについては、預金、定期積金規定等の定めによります。
- 本条による相殺計算の結果、借主の債権に残余金（1回の元金返済額に満たない端数を含む）が生じたときは、借主は、その残余金を返済用預金口座へ入金する方法により返還を受けようとする。

第10条（債務の返済等にあてる順序）

- 組合が相殺をする場合に、借主がこの契約による債務のいかなるものにも組合に対し直ちに返済しなければならない債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、組合は債権保全上必要と認められる順序により充当し、これを借主に通知するものとする。この場合、借主は、その充当に対して異議を述べないものとする。
- 借主から返済したものは第9条により相殺をする場合、この契約による債務のいかなるものにも組合に対して債務があり、これらの債務全額を消滅させるに足りないときは、借主が充当する順序を指定することができます。なお、借主が充当の順序を指定しなかった場合は、組合が相当と認める順序により充当することができ、借主がその充当に対して異議を述べないものとする。
- 借主の債務のうち一つでも返済の遅延が生じている場合などにおいて、第2項の借主の指定により組合の債権保全上支障が生じおそれがある場合は、組合は相当と異議を述べようとして、相当の期間内に担保・保証の状況等を考慮して、組合の指定する順序により充当することができるものとする。この場合、組合は借主に充当の順序、結果を通知するものとする。
- 第2項のなす借主の指定により組合が充当する場合には、借主の期限未到来の債務については、その期限が到来したものとして、組合はその順序方法を指定することができるものとする。

第11条（代り証書等の提出）

事変、災害等組合の責任によらない事由によって証書その他の書類が劣失、滅失または損傷した場合には、借主は、組合の請求によって代り証書等を提出するものとする。

第12条（印鑑照合）

組合が、この取引にかかわる諸届その他の書類に使用された印影をこの契約書に押印の印影または返済用預金口座の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないとして取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、組合は責任を負わないものとする。

第13条（費用の負担）

- 次の各号に掲げる費用は、借主が負担するものとする。
- (1) 借主が担保の設定、抹消または変更の登記に関する費用。
 - (2) 担保物件の調査または取立もしくは処分に関する費用。
 - (3) 借主または保証人に対する権利行使または保全に関する費用。
 - (4) この契約（変更契約を含む）に基づき必要とする手数料、印刷代。

第14条（費用の自動支払）

第13条により借主が組合に支払う費用のほか、組合を通じて、組合以外の者に支払う費用については、第2条第2項と同様に、組合は返済用預金口座から払い戻しのうえ、その支払にあてることができるものとする。

第15条（届出事項の変更、成年後見人等の届出）

- 借主は、氏名、住所、印鑑、電話番号、職業その他の組合に届け出た事項に変更があった場合、または、借主について家庭裁判所の審判により補助、保佐、後見が開始され、もしくは任意後見監督人が選任された場合は、直ちに書面により組合に届け出るものとする。
- 借主が住所変更の届け出を怠る、あるいは借主が組合からの通知または送付書類等を受領しないなど、借主が責任を負わなければならない事由により通知または送付書類が延着または到達しなかった場合は、通常到達すべき時に到達したものとする。

第16条（報告および調査）

- 借主は、組合が債権保全上必要と認めて請求をした場合は、組合に対して、借主および保証人の信用状態ならびに担保の状況について書面による報告し、また調査に必要な便宜を提供するものとする。
- 借主は、借主もしくは保証人の信用状態または担保の状況について重大な変化を生じたとき、または生じるおそれがある場合には、組合に対して報告するものとする。

第17条（返済遅滞時の回収業務委託）

借主は、その返済が延滞した場合に組合が返済金の管理回収について法務大臣の許可を得たサービサー会社に委託することに同意します。

第18条（債権、権利の譲渡）

- 組合は、将来この契約による債権および権利を他の金融機関等に譲渡（以下譲渡を含む）することができるものとする。
- 第1項により債権が譲渡された場合、組合は譲渡した債権に関し、譲受人（以下譲渡の受託者を含む）の代理人になることができ、借主は組合に対して、従来どおり、表記の返済方法によって毎回の元利金返済額を支払い、組合はこれを譲受人に交付することができるものとする。

第19条（個人情報取扱いに関する同意）

借主は、別添定めのある「個人情報の取扱いに関する同意条項」の内容に同意するものとする。

第20条（合意管轄）

この契約について紛争が生じた場合には、組合本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とするものとする。

第21条（準拠法）

借主および組合は、この契約書に基づく契約関係法を日本法とすることに合意するものとする。